

第3回糸魚川市移動等円滑化(バリアフリー)促進方針推進協議会	
開催日時	令和2年10月30日(金)13時25分～14時30分
開催場所	糸魚川役所2階 201、202会議室
出席者	出席委員：田原秀夫委員、斉木房子委員、上野愉加委員、長谷川宏委員、北嶋宏海委員、桐木勉委員、長井聰委員、神林修委員、近藤進氏(岩崎義一委員代理)、金子善一郎委員、齋藤伸一委員、佐々木繁雄委員、入口伸彦氏(宮本幸弥委員代理)、見邊太委員 計14名(欠席者3名) 事務局：五十嵐建設課長、星野課長補佐、武藤係長、久保田係長、田中係長、田中主査、山口主査、福祉事務所 山岸係長 計8名 その他出席者：方針策定受託業者 計2名 合計24名
協議事項議事要旨	
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設課長あいさつ <p>3 協議事項</p> <p>(1) 糸魚川市移動等円滑化促進方針の策定について</p> <p>資料1 「促進方針策定～事業実施～誰もが暮らしやすいまちづくりの実現へ」をもとに説明。</p>
会長	<p><協議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今ほど事務局から説明があったが、主旨は、移動等円滑化促進方針を策定していくスケジュールを半年ほど延ばしたいという点と、促進方針の後に基本構想の策定を予定していたが、基本構想の策定については検討を継続していくという内容であった。委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いします。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に「目標値があって、予算があって、事業を進める」というのが原則だと思うが、これについては目標値、いわゆるゴールがない。また、どういう予算を計上して運営していくのか。 ・建設事業や土木事業等あるが、それらの事業に、この移動等円滑化促進方針がどのように活かされるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・目標に関しては、前回、平成15年に計画を立てたときには、新幹線開業に向けた糸魚川駅周辺の改修という明確な事業目標があった。しかし、今回はそういった目標はなく、面的・一体的なバリアフリーの観点から市の方針を示すこの促進方針を策定していく上で、皆様との意見交換の中から課題を抽出し、クリアしていくことを目指したい。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・予算に関しては、今年度は、この促進方針を策定するための予算をもっており、基本構想策定の際には、国の補助を活用しながら予算を確保することになる。基本構想には具体的な事業を盛り込んでいくので、盛り込んだ事業の事業化の際には、それぞれ事業に対する予算をもって進めていくというイメージを持っている。 <p>(2) 糸魚川市移動等円滑化促進方針の素案検討について</p> <p>ア まち歩き点検結果によるバリアフリー化の現状と課題について</p> <p>資料2 第4章「バリアフリー化の現状と課題」をもとに説明。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検を行った後、改めて感じたこと等でも構わないので、ご意見等ありましたらお願いします。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩きの時と比べて、現場の信号の待ち時間が長くなったと感じ、改善されているのではないかと思っている。 ・視点が違うかもしれないが、駅周辺には自由通路を含め、監視カメラが多く設置されている。倒れている人や、夜間の当て逃げなどがあった場合に活用することで、監視されているというより、見守られている安心感につながる可能性もあるのではないかと思っている。他に市内で監視カメラが設置されているところはあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラについては、小学校、保育園及び商店街に設置している。また、各地区からの要望を受けて、市では今年度から各地区へ設置の際の補助制度を設け、防犯カメラの設置を推進しているところである。 ・現実的にはドライブレコーダーも含め、どちらかというの不具合があった場合の検証手段といった使い方であると思う。見守りといった観点での仕組みづくりとしての活用は、その是非も含め、糸魚川市だけではなく国民全体の盛り上がりがないと難しいのではないかと思っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・課題として挙げられている維持管理や部分改修等について、国・県・市・個人といったように管理者が異なる場合があるが、市ではこれまで促進方針に基づかなくても、なんらかの予算を持って対応されてきたと思う。促進方針を策定した後でも、そのような対応は市内全域で必要であり、地区を限って行うことではないと思うが、そのあたりは今後どう整理するのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を管理する立場としては、市全域を見渡した管理が必要というのは北嶋委員がおっしゃるとおりである。促進方針を定めることで、立場の違う管理者が同じ方向を向いて事業を進めていくための考え方を示すということがある。 ・しかし一方で、移動の円滑化という側面と、危険な部分の改善を行うという

	<p>全く違う側面があると思う。危険な部分の排除は場所に関わらず取り組んでいくべきであるが、移動円滑化を図るということに関しては、多くの不特定多数の方が利用するエリアという、ある程度フィルターをかけたエリア選定が必要であると考えている。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 先ほどの予算の質問について、私は思い違いをしていたようで、国費があつて、その条件下で事業を行うと思っていたのだが、そうではないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 予算があつて促進方針を策定するのではなく、方針をまず作って、その方針に基づいて事業化を検討する。その後、事業化をするにあたって、国の補助をいただく場合もあれば、市単独予算の場合もあるが、国や県への予算要求や、市の実施計画や総合計画等の中でどう取り組んでいくか検討して、予算確保に努めていくという流れになる。
事務局	<p>イ 移動円滑化促進地区の設定について</p> <p>資料 2 第 5 章「移動等円滑化促進方針地区の一及び区域」をもとに説明。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> 私が住んでいる地区（東寺町）には「ゾーン 30」がある。しかし通行する車は、ほとんど 30km/h で走っておらず、何のためのゾーン 30 なのかと思う。そのエリアを協議会で周知させてはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ゾーン 30 ということで、糸魚川東小学校周辺と大和川小学校周辺に 2 年ほど前に指定している。現地の道路面入口に緑色の文字で大きく表記しており、看板もいくつか設置しているが、ドライバーの方はなかなか見てはいないようだ。ゾーン 30 指定時には所管課（環境生活課）でも、おしらせばん等により周知しているが、不足している部分は、今後所管課と協議の上、周知方法について検討していきたいと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ピンクの点線の移動等円滑化促進地区と、ピンク色で塗った重点整備地区候補エリアの違いが少しわかりにくい。また、候補エリアというのは、今現在策定途中だから候補エリアとなっていて、最終的には重点整備地区エリアとなるのか。それとも、重点整備地区候補エリアのままなのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 点線の促進地区エリアというのは、国で定められているとおり、重点的に進める範囲を決めるということから設定しているものである。一方、ピンクで塗っている重点整備地区候補エリアについては、促進地区の広い範囲の中で、ある程度重点的に整備する地区を定めている。先ほど説明したように、今後基本構想を策定していく際には、おそらくこの候補エリアが、そのまま重点整備地区になり得るのではないかとこの地区を選定している。

会長	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想を策定するかどうかは検討継続としているが、基本構想を策定する時に、点線の促進地区の白地エリアで何か事業がある場合も、重点整備地区に指定することは可能ということか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> そのとおり、今はあくまで候補エリアであり、今後議論を重ねていく中で促進地区のエリアで何か事業をやりたいということであれば、重点整備地区になる可能性はある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 53 ページについて、国道 8 号が含まれるのかどうか。また、イオンやコメリは利用者が多いと思うが、そこが外れている理由は。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国道 8 号については、図ではわかりにくいですが赤い線が入っており、生活関連経路として設定している。 促進地区の要件に徒歩圏内であるということがあり、駅を中心として概ね 800m 圏内を徒歩圏内と想定しているため、イオンやコメリについては、その円からは外れる状況となっている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 委員の皆様の意見や利用状況を見て、例えばイオンなど集客力があるところや糸魚川総合病院など、ギリギリのところを外れているところを促進地区に含めることはできるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、同じような状況である糸魚川高校を促進地区に入れるために、ピンクの点線を南の方へ引き伸ばしていくかどうかは、その経路がバリアフリーを進めていく動線とすべきかどうかという判断になる。 <p>糸魚川総合病院やイオン等については、多くの高齢者の利用があり、バスの乗り換え拠点にもなっているので、先ほどの安全面と合わせて利用者が多いエリアとしての維持管理修繕を適切に進めていくべきエリアではあるが、そこをやるために、図面上で点線を引き伸ばすかということ、その間の動線をどうするかという議論が必要になる。</p>
事務局	<p>ウ 今後の取組方針について</p> <p>資料 2 第 6 章「今後の取組方針」について説明。</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> 促進方針の策定においては、この 6 章の部分が一番大事な所であると思うがいかがか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 移動等円滑化促進方針の制度は、平成 30 年度の法律改正によってできた制度であるが、本年 5 月にまた一部改正があり、この 60、61 ページにあるような「心のバリアフリー」について記載することが必須となった。策定する市町村においては、これを検討いただく流れとなっている。

事務局	<ul style="list-style-type: none">・一番最初の説明の中で、促進方針の作成にもう少し時間をかけたいということで、その中で調査をしていきたいということであったが、具体的にこういう調査をしたいという、お考えの内容があれば教えていただきたい。・障がい者団体の皆様には、一緒にまち歩きをしていただき、ご意見もお伺いしたが、そのほか妊婦さんや、小さなお子様連れの方、外国人の方など、そういった声を聞ききれておらず、方針に反映できていないということから、手法はこれから検討していく必要があるが、そういった方々の意見をお聞きして方針の中に取り入れていきたいと考えている。
事務局	<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none">・今後の予定についてお知らせ。・資料3「今後の予定（令和2年10月～令和3年11月）」について説明。 <p>閉会</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>